

## 西部コミュニティ・スクール運営委員会 会則

### (設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第47条の6及び北広島市立学校運営協議会に関する規則(平成25年北広島市教育委員会規則第2号。以下「規則」という。)に基づき、北広島市立西部小学校及び北広島市立西部中学校に共同で設置する。

2 学校運営協議会の名称は、西部コミュニティ・スクール運営委員会(以下「委員会」という。)とする。

### (目的)

第2条 委員会は、西部中学校区における義務教育9年間を通じた小中一貫した学校運営に関し、保護者及び地域の住民等(以下「地域住民等」という。)が積極的に参画することにより、その意向を学校の運営に的確に反映し、一層地域に開かれた信頼される学校づくりを実現することを目的に、学校の運営に関して協議する機関として活動する。

### (委員及び運営等)

第3条 委員会の委員及び運用等については、規則第6条から第13条までの規定を準用する。

### (部会)

第4条 委員会に、地域コーディネート部、学校支援部及び広報部を置く。

2 地域コーディネート部は、地域における行事の推進、児童・生徒の健全育成及び安全指導に関する活動を行い、委員会に報告する。

3 学校支援部は、学校の教育活動への保護者・地域人材の積極的な参画の促進に関する活動を行い、委員会に報告する。

4 広報部は、地域・保護者・学校の活動や委員会の活動等、情報を受けとめ委員会としての発信活動を行う。

5 委員会は、前3項に規定する部会活動を行うために必要と認める場合は、委員会の委員以外の者(以下「部会委員」という。)を入れて部会を組織することができる。

6 前項の部会委員には、規則第7条の規定を適用する。

7 学校の基本的な方針に基づき学校運営の点検や評価・助言(学校評価)について、委員会で協議する。

### (事務局)

第5条 委員会の事務局は、西部中学校内に置く。

### (委任)

第6条 この会則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

### 附 則

この会則は、平成25年5月16日から施行する。

平成27年5月15日 一部改定

### 附 則

この会則は、平成30年4月1日から施行する。